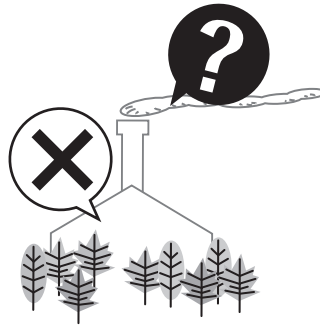


活動に賛同していただける企業・団体・個人の方是非ご連絡ください。<http://www.hakuba-kaeru.com/>**保存版1**

このタイトルの資料は、北アルプス広域連合が作成し各地区で配布されたものです。地区に属さない(配布されていない/およそ村民の1/3)方は、白馬村役場総務課で配布していますので、ご足労ですが、お取り寄せ下さい。

**この情報は****26日(日)、27日(月)の
2回連載でお届け! 1日目です。**

※新聞折込にて配布しています

※2部構成ですので、必要な方は事務局へ
ご連絡、または、取りに来て下さい

「ごみ処理施設候補地に係る説明資料 主な質問に対する広域連合の考え方(その2)」への反論_1/2

———「ごみ処理施設を考える名鉄の会」が第3回説明会(8/1)で作成・席上配布した「反論書」の紹介

現在、新ゴミ処理施設建設の主体である北アルプス広域連合から、「ごみ処理施設候補地に係る説明資料 主な質問に対する広域連合の考え方(その2)」という書類が、地区で各戸に配布されていると思います。

しかし、その書類は、議事録などの会議資料等と一致しない内容や、限定され偏った説明が多く、真に住民の不安を拭い去る内容ではありません。今回のニュースでは、その「…広域連合の考え方(その2)」に対し「ごみ処理施設を考える名鉄の会」が作成した反論書を掲載いたします。

▶「…広域連合の考え方(その2)」と合わせてお読み下さい。

1-① 11カ所の選定メンバー、選定経過、選定根拠等を公表してください。

「…考え方(その2)」
の番号と対応

①5月7日の説明会の席上で、広域連合は「11カ所の選定は『ごみ処理広域化基本計画検討委員会』(以下検討委員会という)で選定した」と繰り返し主張していましたが、これが間違いであることは公開された議事録からも明らかですし、**検討委員会委員長の信州大学教授松岡英子先生からも「検討委員会では11ヶ所の候補地の選定は行っておりません」とのお手紙をいただいています。**
(要求) まず上記説明の訂正をしてください。

②今回の回答では、「大北地域ごみ処理広域化推進協議会」(以下推進協議会という)にて作成した選定項目の素案を検討委員会において審議し、その結果を受けて推進協議会で11カ所の選定を行ったとしていますが、まず事務局が作成した素案と11カ所の候補地の資料が推進協議会に提示され(この資料はその場で回収)、内容を変えた素案のみがその後開催された検討委員会に提示されていることは両者の議事録で明白であり、説明と全く異なります。11カ所の選定も非公開で行われています。

(要求) 正確な説明を求めます。

1-② 追加された7カ所の選定根拠も説明してください。

(要求) 各市村の実情とはいったいなんですか。分かるように説明してください。

(要求) 各市村からの提案は、いつどのような方法であったのですか。分かるように説明してください。

2-① 回避すべき土地利用項目はどのように抽出したのですか。

「長野県中信地区廃棄物検討委員会」(以下中信地区委員会という)のスクリーニング項目に準じたのであれば、その考え方を踏襲すべきです。中信地区委員会での1次スクリーニング項目は「各種の法令において、具体的な線引きを伴いまとまった保存ゾーンの区割りや保全地域等の指定がなされている場合、**機械的に立地候補対象からははずす**」としています。従ってその後制定された長野県景観条例にもとづく「**景観育成重点地域**」は、**当然スクリーニング項目に入れるべきです**。スクリーニング項目に入れば、最初から「飯森地区」は候補地から除外されます。

(要求) 中信地区委員会の考え方を踏襲したスクリーニングを求めます。

※スクリーニング…選定、絞り込み

2-② 「景観育成重点地域」を回避地域に加えなかったのは何故ですか。

回答は、「景観育成重点地域」と白馬村の「白馬村景観形成重点地域区分図」とを混同しており、行政の責任者が県の景観条例を理解していないとは驚きです。説明会ではこの質問に答えられず、いきさつを調べて回答するという事で質問を打ち切ったのですが、2ヶ月半を過ぎても答えていません。

(要求) 再度回答を求めます。何故「景観育成重点地域」を回避地区に加えなかったのですか。

2-③ 白馬村の生活地域はどこも除外されていないのはなぜですか。

1次選定の主眼の一つは「生活環境の保全を図る」であり、生活環境に十分配慮するとしています。白馬村は「用途地域に指定された地域でないから除外対象としない」、そして「除外されていない地域は、生活環境などへの影響が比較的小さい地域として考えられる」ということで、**白馬村民の生活環境の保全は全く考慮されていません**。住居系、商業系の用途地域を除外する根拠としている「都市計画運用指針」では、廃棄物処理施設の設置について「用途地域が指定されている区域では、工業系の用途地域に設置することが望ましい」とのみ規定しており、①住居系、商業系の用途地域を除外すべきとは規定しておらず、②用途地域が指定

署名

続行中!

村外約 13000名
村内約 4110名
※エコーランド地区の署名(約200筆含む)

署名したいけど・・・ご連絡下さい!
または、八方口の「たきみや」さんへ
村外の方は、**村内もOK**
WEB署名を! www.hakuba-kaeru.com



表へ、されている場合の運用指針であり、③この指針によれば大町市の工業地域、準工業地域を選定すべきです。この質問に対しても、前回説明会で明確な説明ができませんでした。

(要求) 白馬村の生活環境を配慮した用地選定を求めます。

2-④ ①②を考慮して再選定はできませんか。

“再選定できませんか”とは言っていません。“再選定してください”とっています。上述のように基本的な選定手順が間違っているのですから、当然再選定すべきです。

(要求) 「景観育成重点地域」を回避地区に加え、白馬村の生活環境を配慮した再選定を求めます。

3-① 煙突の出口の排ガスを吸っても安全ですか。

煙突出口の排ガスは有害でしょう。それを「考え方(その1)」で「国の排ガス基準は、人体や環境への影響がないように定められたもの」と説明しているのは全くの間違いです。法律でも、排ガス基準では健康や生活環境を保全することができない場合があることを認めていますし、ダイオキシン類の規制値は技術動向を考慮して決められたものです。

(要求) 「国の排ガス基準は、人体や環境への影響がないように定められたもの」との説明の撤回を求めます。

注: 本件については、コンサルがその場で間違いを認めました。

3-② 法規制値は煙突の出口の値で地上の値ではありません。なぜ法規制値より十分低ければ、地上で安全なのか。その根拠を示してください。

答えになっていません。排ガス基準は煙突出口の値で、この値までは許容できるという数値です。拡散が十分でなければ安全とは言えません。白馬村は拡散が十分に行われない地形ですので、懸念しているのです。科学的に素人の行政責任者が、“安全と考えます”というだけでは安心できません。

(要求) 安全であるとの科学的根拠を求めます。

3-③ 法規制値より十分低いから安全だということは、「排ガス条件」で運転し、それ以上になったら焼却設備を停止することですか。

基準を上回った際には施設を停止するとしていますが、その“基準”とはどれですか。

(要求) “基準”とは、法規制値より十分低いという施設の「排ガス条件」であることを確認します。

4-① 排ガスの生活環境への影響について全く検討していませんがなぜですか。

“法規制値より低い排ガス基準により、生活環境への影響はない”というのであれば、何も焼却施設を広域にする必要はないでしょう。焼却施設で最も環境への影響が考えられるのが排ガスであり、法規制値より低くても健康や生活環境を保全することができない場合がありますので、用地選定に当たって検討するのは当然でしょう。また清浄な空気を求めて観光客も来ますし、移住してきた方もいます。都会並みの汚染で良いはずはありません。排ガスの生活環境への影響を全く検討していないのは、用地選定の欠陥です。ここでも主観的に“影響はないものと考えます”とっていますが、信用できません。

(要求) 影響がないという科学的根拠を示してください。

4-② 選定の評価に排ガスの影響を加えること、及び専門家の意見を加えた評価を要求します。

建設してからモニタリングするというのは何のための用地選定ですか。排ガスの影響がより少ないところを選定するのが用地選定です。そうすれば“飯森地区”は当然回避地区に入ります。

(要求) 専門家の意見を入れた排ガスの影響評価を、選定に加えることを求めます。

4-③ 安全だという根拠を示してください。

大気汚染防止法の排出基準を遵守するから安全だという説明は、間違いであることは上述の通りです。安全に関して、“安全と考える”というような言葉だけで処理しています。科学的に素人の行政責任者が、科学的根拠もなく、いくら“安全だ”“安全だ”と言っても信用できません。

(要求) 安全だという科学的な根拠を求めます。

4-④ 損失を補償してくれますか。農産物への影響を評価に加えてください。

(要求) 所沢の例のように、当面風評被害が最も考えられます。その場合も補償することを確認します。

4-⑤ 源太郎水源を考慮していないのはなぜですか。

震災や事故時の対応を評価して下流域の井水の汚染を考慮するなら、小谷の水源は姫川下流域の井水であり、姫川は糸魚川市5万人の水源です。姫川の汚染を考慮すべきです。

(要求) 震災や事故時の姫川の汚染を考慮して、用地選定をすることを求めます。

5-① 排ガスによる自然環境への影響について検討したのですか。

“検討したのですか”とは言っていません。“検討していないのは何故ですか”と質問しています。自然環境でまず問題になるのは大気汚染です。“現在のごみ焼却施設が与える影響より大きく低減化させる”としていますが、現在のごみ焼却施設の実測値と新施設の排ガス基準値とを比較しますと、ばいじん量は9倍、硫黄酸化物量は180倍、窒素酸化物量は5倍、塩化水素量は29倍となります。これでは現在より大きく低減されるとは全く言えず、むしろ大幅に増加して自然環境への影響が懸念されます。

(要求) 排ガスによる自然環境への影響について検討することを求めます。

5-② 八方尾根では酸性雨が降っていること、県内でも最悪のレベルであることをご存知ですか。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物等によるものであり、5-①に記述しましたように、新ごみ処理施設により硫黄酸化物や窒素酸化物等が大幅に増加する恐れがありますので、拡散が行われ難い白馬では酸性度の上昇が懸念されます。なお、白馬村のデータは標高1,850mの八方池山荘付近の値であり、他の地域のデータは合同庁舎などの市街地のデータです。

明日に続く...